

5月広報事項①

【件名】

5月は自動車税種別割の納期です

【内容】

自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。令和4年度の自動車税（種別割）納税通知書は、5月2日（月）に発送します。5月31日（火）までにお納めください。

東京都の自動車税種別割は、金融機関・郵便局のページ対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング及びATMのほか、パソコンやスマートフォン等からクレジットカードでも納税できます。さらに、スマートフォン決済アプリでも納付できますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、東京都主税局ホームページ（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>）をご覧ください。

5月は自動車税種別割の納期です

令和4年度の自動車税（種別割）納税通知書は、5月2日（月）に発送します。
5月31日（火）までにお納めください。

<ご利用になれる納税方法>

※ご利用の前に、主税局ホームページや納税通知書に同封する案内チラシにて注意事項をご確認ください。

スマホアプリ							
クレジットカード	インターネットの専用サイトから納税が出来ます。 		インターネットバンキング モバイルバンキング ATM		ページ  にて納税ができます。   		
コンビニ			窓口		金融機関、郵便局、都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所の窓口  		

～車検時に納税証明書の提示を省略できます～

車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所等にて自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことができます。

（ただし、納付後、運輸支局等で納税確認ができるまで、最大10日程度かかります。）

車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証明書をご利用ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、申請により納税を猶予する制度があります。詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

【お問合せ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066（平日9時～17時）

主税局 HP
都税の支払い方法



5月広報事項②

【件名】

身体障害者手帳等をお持ちの方へ 自動車税種別割の減免申請はお済みですか？

【内容】

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、自動車税種別割の減免を受けられる制度があります。減免を受けるためには、納期限の5月31日（火）まで（新たに自動車を取得した場合は登録（取得）の日から1ヶ月以内）に申請が必要です。減免申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して、都税事務所、都税支所、支庁、都税総合事務センター、自動車税事務所のいずれかへ申請してください。

詳しくは、東京都自動車税コールセンター（03-3525-4066）へお問い合わせください。

身体障害者手帳等をお持ちの方へ

自動車税種別割の **減免申請** はお済みですか？



●減免の対象となる方

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかをお持ちで、障害の程度が一定基準の方

●減免の対象となる自動車

障害者の方又は生計を同じくする方が所有（又は取得）する自動車で、障害者の方が運転するもの又は生計を同じくする方が、その障害者の方の通院・通学等のために運転するもの

※個人名義の自家用自動車に限ります。

●申請方法

<申請場所> 都税事務所・都税支所・支庁・都税総合事務センター・自動車税事務所

<申請期限> 納期限（令和4年5月31日（火））

* 新たに自動車を取得した場合は登録（取得）の日から1ヶ月以内

※申請期間間際は窓口が大変混み合います。時間にご都合がつく場合は、月末時を避けてご来所ください。ご協力をお願いいたします。

<必要書類>

①減免申請書 ②身体障害者手帳等 ③運転免許証（コピーの場合は表裏両面）

* 障害者の方と生計を同じくする方が所有する場合

上記①～③に加え、

④所有者又は取得者（納税義務者）の住所が確認できる公的証明書（運転免許証（コピーの場合は表裏両面）、住民票等）

* 生計を同じくする方が近隣にお住まいの親族の場合

上記①～④に加え、

⑤「親族であること」が確認できる書類（戸籍謄本等）

※既に減免を受けている方は、改めて申請する必要はありません。

※新型コロナウイルス感染症の影響で期限内に申請が困難な場合は、ご相談ください。

【お問合せ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日 9時～17時（土日・休日・年末年始を除く。）

5月広報事項③

【件名】

車検時の自動車税（種別割）納税証明書の提示が省略できます！

【内容】

継続検査・構造等変更検査（車検）を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所において、自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能になっています。そのため、車検時に必要となる納税証明書の提示を省略できます。また、納税証明書紛失時の再交付申請も不要になっています。

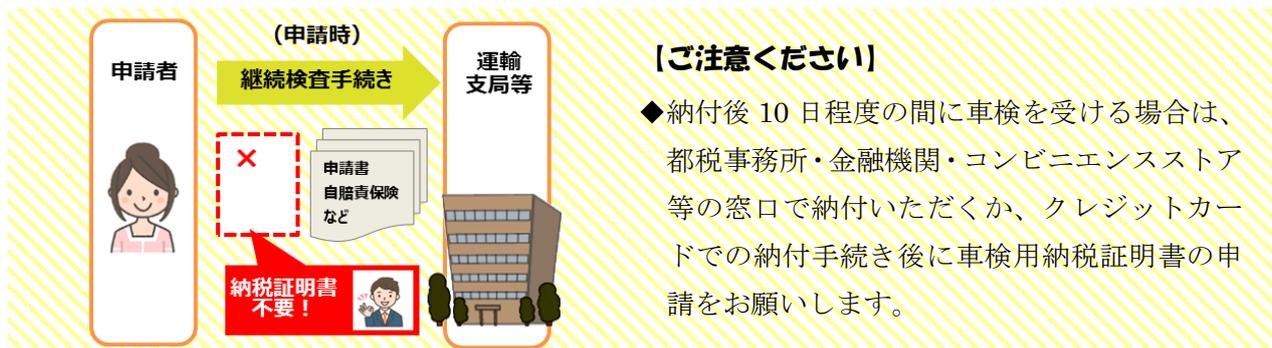
ただし、納付後、運輸支局・自動車検査登録事務所にて納税確認ができるまで、最大で10日程度かかります。この期間内に車検を受ける場合には、都税事務所・金融機関・コンビニエンスストア等の窓口で納付いただくか、クレジットカードでの納付手続き後に車検用納税証明書の申請をお願いします。なお、クレジットカードでの納付の場合は、納付手続き完了直後から車検用納税証明書が発行できますが、納付手続きから約1週間以内の申請については、都税クレジットカードお支払サイトの支払い完了画面等の提示が必要です。その際、納税証明書には、「指定代理納付者に納付の委託が行われている」旨のただし書きが記載されます。

車検時の自動車税（種別割）納税証明書の提示が省略できます！

現在、継続検査・構造等変更検査（車検）を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所において、自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能になっています。そのため、車検時に必要となる納税証明書の提示を省略できます。また、納税証明書紛失時の再交付申請も不要になっています。

ただし、納付後、運輸支局・自動車検査登録事務所にて納税確認ができるまで、最大で10日程度かかります。この期間内に車検を受ける場合には、都税事務所・金融機関・コンビニエンスストア等の窓口で納付いただくか、クレジットカードでの納付手続き後に車検用納税証明書の申請をお願いします。なお、クレジットカードでの納付の場合は、納付手続き完了直後から車検用納税証明書が発行できますが、納付手続きから約1週間以内の申請については、都税クレジットカードお支払サイトの支払い完了画面等の提示が必要です。その際、納税証明書には、「指定代理納付者に納付の委託が行われている」旨のただし書きが記載されます。

詳しくは、各都税事務所にお問合せください。



5月広報事項④

【件名】

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

【内容】

- (1) 昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和6年3月31日までに新築された住宅について、一定の要件を満たす場合、新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税が全額減免（減免の対象となる戸数は建替え前の家屋により異なります。）されます。また、新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば対象となります。

上記以外の要件として、①新築された家屋の居住部分の割合が当該家屋の1/2以上であること、②建替え前の家屋を取り壊した日の前後各1年以内に新築された住宅であること、③建替え前の家屋と新築された住宅がともに23区内にあること、④新築された日の属する年の翌年の1月1日（1月1日新築の場合は、同日）において、建替え前の家屋を取り壊した日の属する年の1月1日における所有者と、同一の者が所有する住宅であること、⑤新築された住宅について、検査済証の交付を受けていること、⑥新築された年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末までに減免申請することが必要です。

- (2) 昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和6年3月31日までに建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように一定の要件を満たす改修工事を行った場合、工事完了日の翌年度（1月1日完了の場合はその年度）1年度分*、居住部分で1戸あたり120㎡相当分まで固定資産税・都市計画税が耐震減額適用後全額減免されます。

*住宅が耐震改修の完了前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は2年度分。

上記以外の要件として、①耐震改修後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の1/2以上であること、②耐震改修に要した費用の額が1戸あたり50万円を超えていること、③建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した工事であることの証明を受けていること、④改修が完了した日から3か月以内に減免申請することが必要です。

いずれの減免を受ける場合にも、申請が必要です。(1)の場合には「固定資産税減免申請書」、(2)の場合には「固定資産税減額申告書兼減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、その住宅が所在する区にある都税事務所まで申請してください。なお、建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますので、ご注意ください。詳しくは23区内の各都税事務所までお問い合わせください。

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

<耐震化のための建替え>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和6年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)

申請期限

新築した年の翌々年の2月末
(1月1日新築の場合は翌年の2月末)

<耐震化のための改修>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和6年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から3か月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

5月広報事項⑤

【件名】

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

【内容】

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に対して、新築後新たに課税される年度から5年度分について固定資産税・都市計画税が全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)されます。また、新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば対象となります。

◆減免要件◆

- ① 建替え後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ② 建替え前の家屋と建替え後の住宅がともに不燃化特区内に所在すること
- ③ 建替え前の家屋が耐用年限の3分の2を超過している老朽建築物であること
- ④ 建替え前の家屋が不燃化特区の指定期間中に取り壊されていること
(ただし、住宅を新築した後に家屋を取り壊す場合には、住宅を新築した日から1年以内に取り壊されている必要があります。)
- ⑤ 建替え後の住宅の新築年月日が不燃化特区の指定日から令和8年3月31日までであること
- ⑥ 建替え後の住宅が耐火建築物等又は準耐火建築物等であること
- ⑦ 新築された日の属する年の翌年の1月1日(1月1日新築の場合は、同日)において、建替え前の家屋が滅失した日における所有者と、同一の者が所有する住宅であること
- ⑧ 建替え後の住宅が検査済証の交付を受けていること
- ⑨ 新築された年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末日までに「固定資産税減免申請書」により申請があったもの

(注) 該当しない場合であっても、一定の要件を満たせば対象となる場合があります。詳しくは建替え後の住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅 に対する固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

【減免対象】

不燃化特区内において、老朽建築物に該当する家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、不燃化のために新築された耐火又は準耐火建築物等の住宅のうち、一定の要件を満たすもの

【減免の期間と税額】

新築後新たに課税される年度から5年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)

【申請期限】

新築した年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末

【不燃化特区】

東京都都市整備局のホームページをご覧ください。



主税局 HP

減免を受けるには申請が必要です。詳しくは、新築した住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

5月広報事項⑥

【件名】

不燃化特区内において防災上危険な老朽住宅を除却した更地に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

【内容】

不燃化特区内において、不燃化のために老朽住宅を除却した土地に対する固定資産税・都市計画税を最長5年度分、住宅の敷地並みになるよう8割減免します。

◆減免要件◆

- ① 取り壊した老朽住宅が耐用年限の3分の2を超過している老朽建築物であること
- ② 老朽住宅が、不燃化特区に指定された日から令和8年3月31日までの間に取り壊されていること
- ③ 老朽住宅の取壊しにより、土地の認定が小規模住宅用地から非住宅用地に変更されたこと
- ④ 防災上有効な空地として、適正に管理されていると区から証明されていること
(家屋等の建設工事に着工している場合等は防災上有効な空地として認められません。)
- ⑤ 老朽住宅を取り壊した日における土地所有者が、減免を受けようとする年の1月1日時点において、当該土地を引き続き所有していること
- ⑥ 減免を受けようとする年度の固定資産税・都市計画税の第1期分の納期限（6月30日（土曜日、日曜日、国民の休日又はその他の休日の場合は翌開庁日））までに「固定資産税減免申請書」により申請があったもの

不燃化特区内において防災上危険な老朽住宅を除却した更地 に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

【減免対象】

不燃化特区内において、不燃化のために老朽住宅を除却した防災上有効な空地として適正に管理されている土地のうち、一定の要件を満たすもの

【減免の期間と額】

老朽住宅を除却した翌年度から最長5年度分について住宅の敷地並みの税額となるよう8割減免します。

減免を受けようとする年度の第1期分の納期限（6月30日（土曜日、日曜日、国民の休日又はその他の休日の場合は翌開庁日））までに申請してください（毎年申請が必要です。）。申請には、区の証明書を添付する必要があります。

減免手続きについては、当該土地が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。
区の証明書については、各区役所へお問い合わせください。

5月広報事項⑦

【件名】

インターネット公売（動産、自動車、不動産等）のお知らせ

【内容】

東京都主税局では、下表のとおりインターネット公売（動産、自動車、不動産等）を実施します。

詳しくは、東京都主税局ホームページ内の<公売情報>（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/>）をご覧ください。また、主税局徴収部機動整理課公売班（03-5388-3027）までお問い合わせください。

インターネット公売（動産、自動車、不動産等）のお知らせ

インターネット公売は、動産、自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

公売参加申込期間	動産、自動車	不動産等
	令和4年4月19日（火）13時～令和4年5月10日（火）23時	
入札期間	令和4年5月17日（火）13時～ 令和4年5月19日（木）23時	令和4年5月17日（火）13時～ 令和4年5月24日（火）13時
公売物件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>からアクセスできます。 インターネット公売（動産、自動車、不動産等）をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産、自動車の下見会については、下記ホームページをご確認ください。	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問い合わせ先	主税局徴収部機動整理課公売班（03-5388-3027）	

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ<公売情報> <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

<メールマガジンのご案内> https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/mail_magazine.html

主税局 メールマガ

検索

5月広報事項⑧

【件名】

● **e L T A X 電子納税が大変便利です**

【内容】

地方税共通納税システムでのe L T A X電子納税が大変便利です。インターネットバンキング等での納税に加えて、事前に登録した口座から引き落としができるダイレクト納付ができます。さらに、全国の自治体に一括で納税することが可能です。

また、令和3年10月から都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割の納入が可能となりました。

詳細はe L T A Xホームページをご確認ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

地方税共通納税システムのお知らせ

～全国の地方公共団体へ一括して納税可能～

○ダイレクト納付が実現!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納税方法です。



税理士の方など代理人による納税手続きができます!!

○全国の自治体に一括電子納税!!

個人住民税（特別徴収分）や法人二税などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税できます。



納税事務の負担が軽減されます!!



取扱税目

- 法人事業税・法人都民税・特別法人事業税/地方法人特別税
- 事業所税 ○個人住民税（特別徴収分、退職所得分）
- 都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割



詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>



エルタックス



5月広報事項⑨

【件名】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充について

【内容】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を税制面で支援します。

生産性革命の実現に向けた 固定資産税の特例措置の拡充について



【概要】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を税制面で支援します。

各特別区から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した資産の課税標準の特例措置について、機械装置・器具备品などの償却資産に加え、下記の事業用家屋・構築物が対象になります。

軽減措置の対象

対象の固定資産	要件
事業用家屋	○取得価額が120万円以上であること ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること ○取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること
構築物	○取得価額が120万円以上であること ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること ○販売開始日が14年以内であること ○生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上しているものであること

期間 適用

事業用家屋及び構築物については、令和2年4月30日から令和5年3月31日までに取得した資産が特例対象となります。

特例率

0以上2分の1以下の範囲内において都税条例で定める割合となります。
※東京都（23区）は特例割合ゼロです。

方法 申告

東京都主税局HPをご覧ください。

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shisan/seisanseikoujou-tokurei.html>

その他

先端設備等導入計画の認定申請については、各区役所へお問い合わせください。

詳しくは、主税局HPをご覧ください。

主税局 生産性革命

検索



【お問合せ先】資産が所在する区にある都税事務所

5月広報事項⑩

【件名】

法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更しました

【内容】

法人二税・事業所税の申告書等事前送付物（プレプリント申告書）について、令和3年10月以降送付分から、東京都にeLTAXの利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の送付を取りやめました。

なお、納付書（法人二税については税率表等も含む。）については、従前どおり送付します。

法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更しました

令和3年10月以降の申告書等事前送付物（プレプリント申告書）から、東京都にeLTAXの利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の送付を取りやめました。

なお、納付書（法人二税については税率表等も含む。）については、従前どおり送付します。

時期

令和3年10月送付分から

対象者

電子申告利用事業者

（東京都にeLTAXの利用届出を提出した事業者）

変更点

申告書・別表等の送付を取りやめ、納付書のみ送付します。

（法人二税については、納付書とあわせて税率表等も送付します。）

令和3年9月まで



※ 法人二税のみ



令和3年10月から



※ 法人二税のみ

●申告書、別表は東京都主税局ホームページ（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/kakusyuyoshiki.html>）からダウンロードできます。

●電子申告利用の手続については、eLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

●法人二税の電子申告義務化対象法人については、令和2年10月以降発送分から事前送付物を変更しています。



主税局 HP (法人二税チラシ)



主税局 HP (事業所税)



【お問合せ先】

（法人二税）所管都税事務所の法人事業税担当班

（事業所税）所管都税事務所の事業所税担当班

5月広報事項⑪

【件名】

中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～

【内容】

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。) *空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備(LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備(小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人)令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人)令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください!

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。



【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管都税事務所の法人事業税・個人事業税班
 - ・主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) 03-5990-5091

5月広報事項⑫

【件名】

都税がスマートフォン決済アプリで納付できます

【内容】

都税の納付にスマートフォン決済アプリを是非ご利用ください。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも納税できます。

都税がスマホ決済アプリで納付できます

- 💡 いつでもどこでもスマホで簡単に納税ができます。
- 💡 納付書のバーコードを読み取るだけで納税ができます。
- 💡 手数料はかかりません。



納税方法

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を使用して、**納付書のバーコードを読み取る**ことにより納税することができます。

納税できる主な税目

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）の定期課税分及び随時課税分

1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。
（※アプリによって利用限度額が異なるため、利用できない場合があります。）

利用できるアプリ （令和4年5月1日時点）



注意事項

- **領収証書は発行されません。**
領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納税してください。
- **納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。**
- **事前に登録及びチャージをする必要があります。**
※PayBとモバイルレジについては、お支払になる口座に納税金額をご準備ください。
- **バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。**
主税局HPで詳細をご確認の上、ご利用ください。

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できます。車検用の納税証明書が必要な方は、納税の約1週間後に都税事務所等に申請してください。

主税局HPの「AIチャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局
ホームページ



5月広報事項⑬

【件名】

来所せずにお手続きができます

【内容】

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続きできる仕組みを設けております。

郵送や電子による申告、申請・届出、キャッシュレスによる納税方法等をぜひご利用ください。

来所せずにお手続きができます！

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続きできる仕組みを設けております。郵送や電子による申告、申請・届出、キャッシュレスによる納税方法等をぜひご利用ください。

◆ご自宅等からお手続きが可能です！ぜひご利用ください！◆

申告

- ✓ 電子申告
 - ・eLTAX
 - ・東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所宛）

申請・届出

- ✓ 電子申請・届出
 - ・eLTAX
 - ・東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所宛）

納税

- ✓ スマホ決済アプリ
- ✓ インターネットバンキング
 - ・モバイルバンキング
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX 電子納税
- ✓ 口座振替

証明の取得

- ✓ 郵送
〒112-8787
東京都文京区春日1-16-21
都税証明郵送受付センター
- ✓ 電子申請
東京共同電子申請・届出サービス

※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、

主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP

5月広報事項⑭

【件名】

都税に関する各種証明の申請には電子申請をご活用ください

【内容】

ご自宅やオフィスのパソコンから、証明の申請・手数料納付が可能です。是非ご利用ください。

納税証明・評価証明の申請には 電子申請をご活用ください！



※納税義務者本人からの申請が対象です。（代理人申請不可）

自宅やオフィスのパソコンから

「東京共同電子申請・届出サービス」を利用して申請・手数料納付が出来ます！

■ 交付申請が可能な証明

- ・ 納税証明（車検用納税証明は除きます。）
- ・ 滞納処分を受けたことのないことの証明
- ・ 酒類製造販売の免許申請のための証明
- ・ 23区内の固定資産(土地・家屋)評価証明

■ 注意事項

- ・ パソコンから申請してください。（Windowsのみ、スマートフォン・タブレット端末不可）
- ・ 個人申請では、マイナンバーカードとICカードリーダーが必要です。
法人申請では、各種電子証明書とICカードリーダー（ICカード型証明書の場合）が必要です。
- ・ 証明は普通郵便にて送付します。（速達・書留等の郵送オプションには対応しておりません。）

申請可能な証明の種類や詳細な手続 Q&A については、
主税局ホームページをご確認ください。



主税局 HP